

議案第 1 4 号

富津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 3 年法律第 3 7 号）第 6 条により地方公営企業法が一部改正され、地方公営企業における利益及び資本剰余金の処分が条例等に委任されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

富津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富津市水道事業の設置等に関する条例（昭和46年富津市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第7条を第9条とし、第4条から第6条までを2条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の2条を加える。

（利益の処分及び積立金の取崩し）

第4条 法第32条第2項の規定による条例で定める利益の処分は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 毎事業年度利益が生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもって欠損金を埋め、なお残額（以下この項において「補填残額」という。）があるときは、補填残額の20分の1を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が補填残額の20分の1に満たない場合にあっては、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てる方法

(2) 前号の規定により減債積立金を積み立て、なお補填残額があるときは、その残額を建設改良積立金又は利益積立金として積み立てる方法

2 前項に規定する積立金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる目的のために積み立てるものとし、当該目的以外の用途には使用することができない。

(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

(2) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

(3) 利益積立金 欠損金を埋める目的

（資本剰余金の処分）

第5条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

2 法第32条第3項の規定による条例で定める資本剰余金の処分は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 利益積立金をもって欠損金を埋め、なお欠損金に残額があるときは、当該残額に相当する額の資本剰余金を取り崩す方法

(2) 前号の規定により処分した後の額を資本金に組み入れる方法

3 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価（減価償却を行う固定資産を取得したときにおいて、当該固定資産を示す勘定に計上する価額をいう。）とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。